

子ども・夫婦

弁護士と臨床心理士の
共同スペシャル企画

なんでも無料法律相談会

あなたと子どもの

法律 & 心理

心に寄り添う相談会

令和4年

11/26 土 13:30~16:50

感染防止に配慮し
3つの相談方法を用意しました

弁護士と臨床心理士と一緒に
あなたの話をお聴きします

子ども・夫婦に関することならなんでもご相談ください

面談相談 @山梨県弁護士会館

弁護士会館での対面形式の相談

【申込方法】

下の番号にお電話の上事前にお申し込みください。(当日申込は16時まで)

055-235-7202

※ご来場の際はマスクを着用いただき、検温・消毒にご協力ください。

※申込は先着順で受け付けます。相談の枠が埋まり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

※新型コロナウイルスの感染状況により電話・Zoom相談に変更していただく場合がありますので、ご了承ください。

電話相談

相談会の開催時間中に山梨県弁護士会に電話をかけていただく形式での相談(事前申込は不要)

当日16時まで以下の番号にお電話ください。

0120-445-505
(フリーダイヤル)

※電話が繋がりにくいことがあります。ご了承ください。

Zoom相談

Zoomを使ったりリモート形式の相談

【申込方法】

11月25日(金)正午までに下の申込みフォームから事前申込を行ってください。

【申込みフォーム】

山梨県弁護士会HP

または
右のQRコードからお申し込みください。



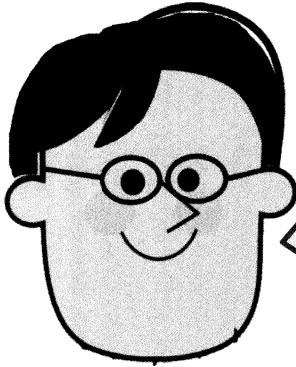
※申込は先着順で受け付けます。相談の枠が埋まり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

お問合せ先：055-235-7202 (山梨県弁護士会)
主催：山梨県弁護士会・山梨県臨床心理士会

離婚・離婚にまつわる子どもの問題や子育て、子どもの親権・監護・養育虐待、非行、不登校、退学・停学、いじめ・子ども間のトラブル、学校事故 etc

子ども・夫婦に関わる問題であればなんでも受け付けます

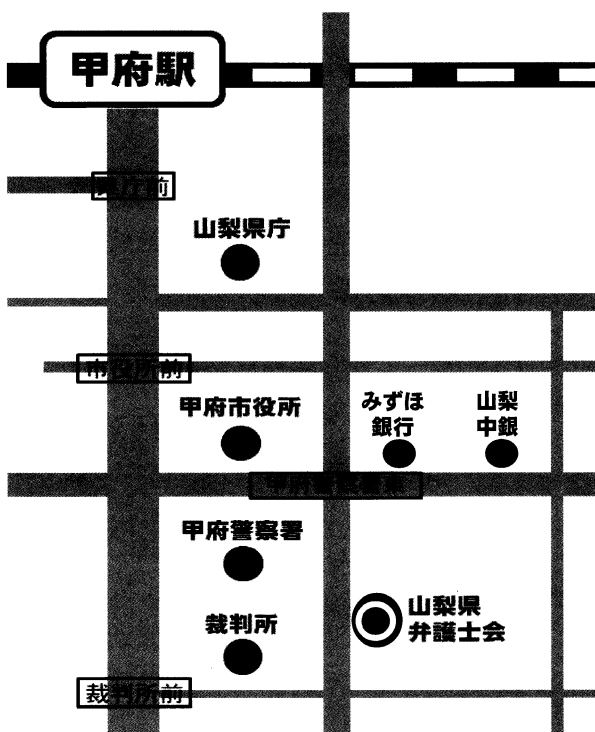
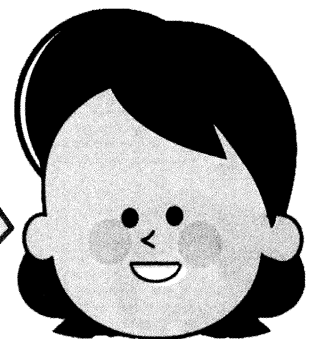
弁護士の 立場から一言



子どもに関わる問題は多岐にわたります。以前、小学生の子どもが2人いる女性から離婚に関するご相談をいただきました。離婚や関連する法律問題（離婚事由・親権・養育費・財産分与・慰謝料等）、離婚の手續（調停や訴訟）について助言させていただきました。特に親権について、配偶者と深刻な対立があるとのことだったので、詳細にご説明しました。
子どもに関わる問題であればどんな問題でも構いません。
お気軽にご相談ください。
(弁護士より)

臨床心理士の 立場から一言

昨今、こころの問題への対応は、喫緊の課題となっており、とりわけ、不登校やいじめ、発達障害など子どものこころの支援は重要な課題のひとつとされています。また、そこには親や家族との関わりが、大切と考えられています。今回ご相談を担当する「臨床心理士」は、(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている「こころの専門家」です。
お子さんやご家族のごことで、心配なこと、気になることがあれば、是非この機会をご利用ください。
(臨床心理士より)



子ども無料相談も 常時開催中

いじめ・虐待など、子ども特有の相談について、初回に限り無料で相談することができます。
面談のほか、電話相談でも対応は可能です。

ご希望される方は、山梨県弁護士会までご連絡ください。

山梨県弁護士会
055-235-7202

※ 駐車場はありませんので近隣の駐車場をご利用ください。